

令和 年度(令和 年分) 上場株式等の配当所得等の課税方式選択申出書

※ 令和4年度(令和3年分)から、確定申告した上場株式等の所得について、住民税ですべてを申告不要とする場合は、確定申告書第二表の該当箇所に記入するのみで手続きが完了します。

1月1日現在住所	文京区	電話番号 (日中連絡できる番号)
現住所	上記住所と異なる場合に記載してください。	
フリガナ 氏名		生年月日 年 月 日

1. 確定申告をした(予定を含む)上場株式等の所得を記入してください。

確定申告		所得金額 (損益通算前)	前年から繰越され た損失の金額	翌年に繰越される 損失の金額	配当割額控除額、 株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の 配当所得等	総合 課税				
	分離 課税				
上場株式等の 譲渡所得等					

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315% (復興特別所得税含む) と住民税5%の合計20.315%があらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているもののみです。

所得税20.42%を源泉徴収されているものは、一般株式等の配当所得等であり住民税が特別徴収されていないため、住民税申告(総合課税)が必要です。

2. 上記の確定申告書に記載した上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式について、住民税(特別区民税・都民税)では、下記のとおり申告します。どちらかに✓をしてください。

住民税申告では、

すべて申告不要を選択します

住民税申告では、

下の表のとおり、申告します

住民税申告		所得金額 (損益通算前)	前年から繰越され た損失の金額	翌年に繰越される 損失の金額	配当割額控除額、 株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の 配当所得等	総合 課税				
	分離 課税				
上場株式等の 譲渡所得等					

※上記の表に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。

※源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等・配当所得等のいずれかのみを申告することができますが、その口座内で上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合は、一方の所得のみを申告不要とすることはできません。

※申告不要制度を選択した場合、配当控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。また、譲渡所得を申告不要とし、損失があった場合、翌年に損失を繰越すことはできません。

3. この申出書と一緒に次の書類を添付してください。

添付書類	①当該年度の特別区民税・都民税申告書
	②当該年分の確定申告書の控えのコピー(所得内訳書等の添付書類も含む)
	③特定口座年間取引報告書等のコピー(該当所得の源泉徴収税額がわかるもの)

☆当該年度の申告期限(3月15日)までに申告書と一緒に提出をお願いします。

(当該年度の納税通知書・税額通知書が送達される日までに提出があった場合は選択可能)